

平成 2 0 年度第 4 回
多摩市町界町名地番整理審議会

(平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日)

第 1 議事日程

第 1 議題

第 1 会長の選任について

第 2 既存区域の町名地番整理について

第 2 その他

川田事務局長　それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきたいと思
います。

改めまして、皆さん、こんにちは。最近ちょっと寒い日が続く中でも
暖かい日でございます。お集まりいただきましてまことにありがとう
ございます。きょうは部屋の関係もあってちょっと暗く見えますけれど
も、ご了承いただければと思います。

今回第4回の審議会ということでございますけれども、実は12月の
定例市議会が開催されますが、貝取三丁目地区のニュータウンと接して
いるところで、以前昭和牛乳というところがあったのですが、そちらの
地区が町界町名地番の整理ができておらず、貝取の町名地番になってお
りました。この案件については以前の審議会でご報告させていただいて
おりますが、正式に今回の定例市議会の中で貝取の三丁目として整理を
させていただくということを議案として提出しておりますので、そのと
ころをご承知おきいただきたいということが1つでございます。

正式な手続につきましてはこれから1月末ごろまでに関係機関との
所定の手続を終わらせて整理が終了するというところでございます。

なお、そちらの地区につきましてはお住まいになっている方がいらっ
しゃらず、これから事業所が開業していくというような予定の地区でご
ございますので、市民の方に大きな影響はないというふうに考えておりま
す。そのようなことがございますので、ご報告させていただきました。

続きまして、10月8日付で前任の太郎良会長さんが任期満了という
ことでございます。本日、また改めまして太郎良さんには委員としてお
願いをいたしますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひしたいと思いま
す。

さて、これから審議会を開催させていただくわけでございますけれど
も、資料等事前に送付させていただいておりますので、後ほど担当のほう
からご説明、または確認をさせていただきますが、まずは会議を進める
に当たりましての会長さんを選任していただくこととなります。規定
によりまして委員の互選ということになっておりますが、会長さん選任
までの間、小磯副会長さんに議事を進めていただければと思いますので、

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大変恐縮でございますが、副会長さんに議事を進めていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

小磯副会長

こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今事務局から説明がありましたとおり、会長の選任までの間、私が議事進行をさせていただきますので、協力のほどよろしくお願ひいたします。

出席委員は、ただいま11名、欠席は北村委員さんと竹田委員さん、です。条例第9条による会議の成立は過半数の出席であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成20年度第4回多摩市町界町名地番整理審議会を開会いたします。

本日の日程は、皆さんのお手元にお配りしている次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、議題第1の「会長の選任について」、事務局より説明を求めます。よろしくお願ひします。

事務局

それでは、説明をさせていただきます。

前任の太郎良会長の任期につきましては、先ほどお話をさせていただいたような状況で10月8日ということでした。現在会長職につきましては空席となっております。条例第7条の第1項の規定によりますと、会長の職は委員の互選によりますということに定められておりますので、そのようにお願ひしたいと思ひます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

小磯副会長

ただいま事務局のほうから説明がありましたとおり、「会長の選任について」を議題といたします。会長の選任方法につきましては、委員の互選によるということですが、今までの慣例など事務局としていかがでしょうか。

事務局

これまでの過去の会長の選任という中では、市民の代表の方というよりも、どちらかというと学識経験者の方から選任されていたというのがこれまでの経過でございます。

以上でございます。

小磯副会長　それでは、会長の選任につきまして、学識経験者の方からという慣例も考慮いたしまして、どなたか推薦者がありましたらお願いできますでしょうか。

寺沢委員　太郎良委員さんの再任をご推薦したいと思います。

といいますのは、今ご指摘があったように、この町界町名地番整理審議会というのは、まちづくりで一番骨格的な審議会で、代々この審議会の会長さんはそのまちづくりに関係する都市計画審議会の委員さんから推薦をされてこられた学識経験者がこの審議会でも代々会長職を務めておられました。

それと、私もここ何年かご一緒させていただきましたけれども、太郎良委員さんのお人柄、それから議事運営等について非常に適切に運営をなさっていると思いますので、ぜひ太郎良委員さんを再任されたいかがかと、私はそのように推薦をいたします。

小磯副会長　ただいま経験豊かな太郎良委員の推薦ということでしたが、これに異議等はございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小磯副会長　ありがとうございます。ご異議なしということで、会長は太郎良委員さんと決定いたしました。

それでは、太郎良委員、会長席に移動をお願いします。

それでは、あいさつの後、議事進行のほうも含めてよろしくお願いたします。

太郎良会長　皆さん、こんにちは。身に余るようなご推薦をいただきましてなかなか大変ですけど、ご協力をよろしくお願いたします。

それでは、早速きょうの審議会を始めさせていただきます。

本日の審議会につきましては、個人の利害に関する内容も特になく思われますので、公開いたします。傍聴者につきましては、先着順で10名以内とさせていただきます。傍聴者の確認をお願いいたします。

(事務局確認)

いらっしゃらないようですから、このまま進めさせていただきます。

それでは、議題2の「既存区域の町名地番整理について」を議題といたします。

事務局より事前に資料が送付されておりますので、その確認及び説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の確認と説明ということで私のほうからさせていただきますと思います。

前回のこの審議会の議論の中で懸案となっている部分、具体的には東寺方と和田の間のところについて地形、地物がない。これは視察等を行った中で、かなりそういったものがないというような厳しい状況があるというような皆さんのお話の中で、とりあえず先行できる部分を先行したもので答申できないかというようなお話がありました。それを模索するというような資料をつくるということで、前回の議論の中では野猿街道は入れておきましょうよというような話、それと、和田中学通り、そこを区切った西北、それより西側の部分については整理をしていって、一定の実績をおさめながら、時期を見て、今懸案となっている地形、地物のないところについても促すような形で進めていったらどうかというようなご意見がありまして、各委員さんがその方向性について、了承をいただいている経過があります。

そういった中で、それに基づいた資料をつくれぬかという話がありました。今回は和田地区の一部の丁目割ということで資料を一つ提示させていただいております。

皆さん、お手元のほうでご確認をしていただきたいと思いますけれども、AからHまでふっております。Aのところは並木公園の部分でございますけれども、Hが百草団地のところまでです。この画面は、7月当初、一番初めに出した資料になります。それに基づいて、今どこがないかという、ここですね。こういうふうに切っていたんですね。ここからこっち側を今つくって、懸案のなかでも一番難しさがあると思われるところがこの部分です。次に懸案のところですが、平成19年度やったところはここなのですけれども、BとCですね。Aというふうにふっておりますけれども、答申に際しては何丁目という丁目をふらなくては

いけません。だから、Aとかいうことではできないわけですね。例えば1から6とか、そういう形にしなくてはいけないということ、そういったことがあります。そして、答申の中では、町名と町界、そういったものを決めなくてはいけない。具体的にラインと、一丁目から何丁目といったもの、それと、あと町名ですね。和田だったら和田、東寺方だったら東寺方、その3つを決めなくてはいけないということになります。

そういうことで、町名がなかなかふれないというのは、ここに和田三丁目とか、東寺方三丁目があるというようなところを含め、飛び地ではということもありますので、今は仮にアルファベットの文字で示しておりますけれども、具体的には何丁目という数字が必要になってくるということでございます。

それと、資料としては街区割のものもつけております。お手元のほうを見ていただくと、街区割は、具体的には答申そのものにはそこまでふる必要はないのですけれども、資料1のほうでその街区割についての進め方というか、決定の仕方が書いてあります。不動産登記法によって登記所の権限になっておりますので、答申を得た後、公図や現地等の調査を行って一定の基準で地番を付した案を作成して、登記所と協議して決定をしていく、これがこれまでのやり方で、こういった進め方をしていく必要があります。

今回お示ししたのは、あくまでこれまでの基準というか、やり方の中で、1街区はおおむね20から30筆程度になっているというようなところ、境界は道路、水路、官民境というようなもの、道路、山林は対象として、河川は変更しない、このようなおおまかな基準の中の素案ということで、この街区割を示したものをつけさせていただいております。それが2から5ということで2ページから5ページになっております。これは参考ということでお示ししたものです。これが資料1です。

資料2というのがございます。資料2は、和田地区丁目割答申に係る課題ということで整理させていただいております。今回、答申が一部答申ということになりますので、どういう課題があるかということで、とりあえず事務局で考えられるものを整理させていただきました。

まず1点目、ちょっと順不同にはなっておりますけれども、地元の町界案が提出されています。これは東寺方案と並木自治会案ですけれども、こういった町界案が提出されている中で、一部核心部分の課題を置いて一部答申をする場合、地元との合意をどう取りつけていくかというところが大きな課題の一つになってくると思います。

それと、2番目として、先ほど言ったBとCのところというのは空白になってくるということですね。ここの丁目をどうするか、何丁目とするかというのが一つ課題になってくるかなというふうに思います。

3番目として、現在和田三丁目というのがあります。和田三丁目の1番から9番、50番から65番が現在使用されているということです。これはどういうことかという、ここの地番は町名が変更されても使えないというようなところですね。例えば和田三丁目をエリアを大きくすれば、当然1から9、50から65というのはこの中にありますから、それを使わないで割り振っていく必要があると思います。

さらに、この和田三丁目を、例えば愛宕に編入との考え方もあろうかと思われま。その後、和田三丁目をまた別個につくるということも考えられるかと思。そういった整理の仕方も一つあるのかもしれない。そういった中でも和田三丁目の1から9、50から65番というものは、現在使われているということで、その地番については使えないというような問題がございます。

それと、平成19年にこの雨田川のところについては、地元説明をもうしているというところで、一定のラインを出していきました。そういった取り扱いを今後どういうふうにしていくかということですね。どう説明していくかということが一つあります。

あと、今回は和田ですね、AからHまであくまで和田のほうなので、東寺方が全く含まれていないというところ、こういったところが地元としてどうなのかということです。

あと、課題としては、この地区の地番整理の時期と、上と同じようなことなのですけれども、そういったものをどう進めていくかという时期的なものを検討する必要があるだろう、こういったことで課題を取りま

とめてみました。

ということで、今回の資料の確認と説明ということになります。

それと、どういった答申を出すのかというところでは、この基本資料、前に皆さんにお渡ししているかと思えます。そのインデックスで8というところがあります。これは答申集になっています。その中で、例えば11ページのあたりを見ますと、昭和61年の部分答申というようところで、これは関戸になりますね。12ページにその答申書ということで書いております。町界は別図のとおりということで、町界についてはラインで決めるということです。それと、町名については関戸というふうにしています。例えば今回でも、和田というなら和田というふうに町名のところが記載される。丁目のところは一丁目から六丁目というふうになっていますので、今回AからHですけれども、ここは数字が入ってくるといったところですね。これが最低限必要な答申の中身ということになりますので、よろしくお願いいたします。

会長

きょうは問題点をまとめていただいていますので、この送られている資料2について、ほかにまた問題とするところがあるようでしたらご指摘いただきながら進めていきたいと思うのですが、その前にちょっと一つ、今までそのまま過ごしてきてしまっているのですが、現在の区割というか、つくっていただいた区割で、あちらのGとHとの境というのがどうやって決められたかというのをちょっと説明していただくことはできますか。ほかのところは大体道路とかではっきりしているのですが、あそこだけはちょっと皆さんに説明しておいていただいたら。

事務局

こちらにつきましては、この道路は、百草団地、高幡不動駅方面に行くところの道路がございますので、そこから上がって百草団地の手前に大きな8メートルから10メートル程度の道路がちょうど下のところに、坂を上がっていきますと、ちょうど三叉路がここがございますが、この大きな道路で一つ区切らせていただきました。

それから、ここが竜ヶ峰小学校でございます。一応帝京大学と竜ヶ峰小学校の境界を想定はいたしているのですが、公図等で確認まではしてないのですが、帝京大学と竜ヶ峰小学校の境界というふうな形と道路と

いう形で示させていただいております。

会長 下のほうは、境界のところに道路とか……。

事務局 こちらですか。

会長 いや、そうじゃなくて、今赤く囲ってない部分。

事務局 ここですね。

会長 その辺は道路とか何か明確な部分になっているんですか。

事務局 帝京大学の中にここに大きな道路がございますが、大学構内の道路で
ございます。私道でございます、こちらですと、ちょうど竜ヶ峰小学
校と帝京大学のところに多分境界、官民の境があらうかと思imasので、
その境というふうな形で、ここには道路等はございません。

会長 はい、わかりました。

今のところで、素朴なことを伺ってあれなのですけれども、もう少し
百草団地寄りに竜ヶ峰小学校の北側というんでしょうか、そこに道路が
ありますけれども、そっちだとやっぱり何か問題があるんですか。

事務局 いや、特に支障はございません。竜ヶ峰小学校と帝京大学との官民境
ということで、特に深い意味はございません。前例ではこういうふうに
切ってあったところがあったものですから、それで切らせていただいた
というふうな形でございます。

会長 わかりました。

そうしますと、資料に沿ってとか、あとほかにもお話で何か疑問に思
われる点とかありましたらお声をかけていただいたらいいと思うので
すけれども、どうぞ。

〇〇委員 一つだけ事務局のほうに質問させてもらいたいのですけれども、きょ
ういただいた資料である資料なのですけれども、いずれにしても、先に
答申をするところと、課題を残して、後に残すところも含めて、Aから
Hまで、特にA、B、C、今回残すようなところは、いずれにしても、
和田という地名がどこかについてくるわけですね。そうすると、Aから
Hまでですと、八丁目になって、最終的に将来町名地番整理が終わった
ときには、八丁目までであるというような感じにちょっと受け取れるん
ですけれども、例の町界町名地番の基準からいくと、丁目は六丁目までに

とどめるということで、ほかの地域で、例えば関戸にしろ、連光寺にしろ、それから永山、それから落合、豊ヶ丘、それから鶴牧、このあたりは最高六丁目でとどまっているんですね。そのあたりとの兼ね合いというのはよろしいんでしょうかね。

事務局 基本は今おっしゃるとおり六丁目までです。今回お示しさせていただいたのは、大きなところで区切ると、このような区切りになりますよということで考えてございますので、例えばGのところはほかに比べると、範囲もかなり広がっているかと思えます。それぞれのところでの住宅の張りつき状況等もございますけれども、おっしゃるように六丁目を一つの基準としていただければということで、じゃ、EとDは一緒にしてもいいのではないかとか、BとCは一緒でもいいのではないかとか、これからご議論いただくことになろうかと思えます。

〇〇委員 そういう議論もあるわけですね。

事務局 はい。大きなところで区切ったときにこのような線が一つどこか、目印というか、いろいろな区切りの中で、一つのところに40番とか50番とかありますが、それは何番まででしたかね。

事務局 別の地区では70番代は使っています。

事務局 70番地ぐらいまでが今まで多いところなので、一丁目70番の40、筆は40筆だとかあろうかと思えますけれども、その辺のところの数が3けたになってしまうことのないように区分していかなければいけないなと思っていますが、今この赤く示させていただいたところをそれぞれ一つずつ区切っていったときに、これが3けたにならなければ問題はいいのではないかなというふうにも考えますので、六丁目の中で区切っていただければ、それが一番理想かなというふうにも考えます。

〇〇委員 これが仮に3けたになってしまっただけで、やっぱり六丁目ではおさまらないとき、やっぱりああいう形が最もいいという形になってきた場合は、八丁目とか七丁目、要は六丁目を超えても構わないということなんですか。

事務局 基本的にこの審議会の中でそのようなことで整理をしていただければ、今までの一つの基準ということで六丁目ということにしておりますの

で、審議会の中でご議論いただいてやっぱりおさまらないということであれば、それで整理は可能だというふうに考えておりますので、その辺は流動的で、今までは六丁目だったけれども、今回は九丁目までにするとかというふうに答申いただくことは可能だと考えております。

〇〇委員 基準が変更になるわけですね。

事務局 そうですね。基準を変更して、それで決めていくということで整理をしていただければと思っています。

会長 そうすると、細かな区割とか、その辺の丁目の基準とかについては、まだそういう方向性でいくのであればということの具体的な話し合いの余地があるということですね。

それでしたら、まず、前回からご提案いただいて、皆さんの賛同をいただいて、一部分先行できるところを進めましょうという形でやってきていますけれども、東寺方のほうは、具体的に境界に非常に大きくかかわっているもので、今回全然その辺の該当地域にしてないのですが、それは地域の方のご意見として、前回のときから時間がたっていますけれども、いかがでしょうか。そういうところでご意見があればいかがですか。

〇〇委員 大体この図面である程度はいくんじゃないでしょうか。一丁目、二丁目、三丁目で。

会長 今回、前回ので境界を現時点で確定するのをどうしようかというところを少し先に延ばして、できるところからということになって、東寺方はとりあえず結論を出さずというようなお話になっていますけれども、それに対していかがですか、地域のことを考えて。

〇〇委員さん、いかがでしょうか。

〇〇委員 一応前回できるところからという形になりましてこういう案が出ているから、それでいいんじゃないですか。あとはまた、できたのが答申されてから、じゃ、どうするかということで、意見も違ってくるかもしれませんですね。

会長 そうですね。一応ここまで詰めてきたということはむだにはせずということですね。

〇〇委員 ええ。

会長 わかりました。

その辺のことで、ほかにご意見は何かありますか。

〇〇委員 きょういただいた資料とあの案との違いというところで、あのAのところは、この間送っていただいた資料は、野猿街道から北をAというふうにつけてありますね。

事務局 すみません。画面のほうは大変申しわけないのですが、前回の図面を使って、皆さんのお手元のものとちょっと違いますが、東寺方側は関係なくご議論いただければというふうに思います。現在のところ、皆様のお手元には、この図面とはちょっと違うのがいっておりますので、たしかA、D、E、F、G、Hの区切りだけのものがお手元にいっておりますので、この画面の中で、こちら側を気にせずに、A、D、E、F、G、Hのほうの画面としてご理解をいただいた上で、ご議論いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 今新たに入れていただいた赤いラインという変ですけども、野猿街道のところからという形で切ってお話を進めていっていいということですね。

事務局 はい。

会長 ですから、そこの右側、今ラインを入れた右側は、結局確定できない地域ということでよろしいわけですね。今回残っていく地域ということで。

事務局 7月に出した資料を使わせていただいているので……。

会長 今回手元にいただいている資料のところの部分的な答申を出しているという考え方のお話を進めていいんですよ。

事務局 そうです。

会長 わかりました。これは全体的に見る参考として画面のほうを見ていただいて、お手元に送っていただいている区割を参考にお話を進めていきたいと思います。

事務局 一つよろしいですか。

会長 どうぞ。

事務局

先ほど〇〇委員さんからのお話のありました部分につきましては、審議会基本資料のインデックス 8 のところの 9 ページにちょうどありますけれども、多摩市町界町名地番の整理の基準というふうに整理したものがございます。その中の 6 番のところに丁目の数とその配列については、丁目の数は六丁目以下に止める。その配列は一行の輪状の式といいますか、環状式で整理をして、直線式を原則とするというようなことが書かれていまして、これらがこれまでの整理をしていただいたときの基準としております。1 つの町の大きさについても、8 ページの 3 番等の中では、町の面積はおよそ 100 ha、一丁目の面積はおよそ 17 ha、で戸数は 1,000 戸だとか、そのようなところが一つの目安ですよというふうには書いてございますので、先ほどその辺のところでお話をいただきました。私どもとすれば、これを基本にしていれば一番よろしいのですが、皆様方のほうで、それよりもこういうほうがわかりやすいよというのであれば、その辺の基準を再度一定の考え方により整理をさせていただくということも考えておりましたので、先ほどの発言ということでさせていただきましたので、お手元のこの資料として参考に見ていただくには、こちらを見ていただくとわかるということでございます。よろしく申し上げます。

会長

少し一つ一つつぶす部分を、資料 2 の 1 番、地元の町界案が提出されている中で、野猿街道と和田中学通り以西を一部答申とする場合、地元との合意をどう取りつけていくかということに対して、何かご意見はありますか。地元の方、ああいうふうに進んでいたのが、何かいつの間にか消えちゃったというような、これは基本と大きく離れているところで、結論が出せなかったのということで、素直にそのままご説明させていただいてしまってもいいのかなとは思いますが、よろしいですか。

そうすると、あと何かありますか。

では、2 番のところの、これは区割の方法を変えるかによって多少ちょっと違って来るんでしょうけれど。東寺方の含まれていないことというのは、今のところと一緒にの考え方でよろしいですかね。同じような内

容は一遍にやりたいですけれども、じゃ、3番の現在の和田三丁目の取り扱い、これについて何かご意見がおありでしょうか。今使っている地番は、今度新しく和田のほうのAとかBとか、Bではないですけれども、新しいところに和田の三丁目というのができたとしても、この番地が使えないのであれば、暫定的にダブってしまうところはなくて、和田の飛び地みたいな形になって残ってしまうのかもしれないのですけれども、ある程度の期間は。その辺のことで、何かご意見があれば……。

- 〇〇委員 和田三丁目というのは、あのブルーのラインのところですか。
- 会長 今囲ったのがそうです。
- 〇〇委員 黄色で囲ったところは……。
- 事務局 東寺方の三丁目です。
- 〇〇委員 個人的な意見ですけれども、将来的にはA、B、Cというようなところが一丁目というふうに想定をして、東寺方と和田との境はいろいろ問題がありますけれども、いずれにしろ、どういう形か将来決着をするにして、A、B、Cというのはああいう形でいいと思います。今、和田三丁目がCのところで、だから、例えばあそこを和田三丁目にしておいて、Cのほうへ地番を増やしていくというような形でC全体を和田三丁目にしてしまったらどうかなという気がしないでもないです。そうすると、Aのほうが一丁目、Bが二丁目、Cが三丁目あたりと。
- 〇〇委員 そうすれば、東寺方のほうと大体バランスが合うんだよね。
- 〇〇委員 それで、時計回りに回っていくようにして、そうすると、八丁目までになっちゃうからどうなのかなと。
- 事務局 このDとEを一緒にするとか。
- 〇〇委員 あり得るのかなという気がするんですけどね。面積は大きくなっちゃうけど、実際に住んでいる人口なんかを考えると、DとEは一緒でもいいのかな。それでも七丁目になっちゃいますね。その辺はどうするかです。それと同じようにAのところで、今回は野猿街道で線を引いて、野猿街道の北側も今回の1次答申の中へ含めてしまおうということになりますね。そこを仮に一丁目とした場合に、将来、東寺方と和田の境が整理がついたとき、野猿街道の南側にかけて、じゃ、どうするのか。

そこは新たな丁目というわけにいかないでしょうから、Aを仮に和田の一丁目だとしたら、その地番をつなげていくと、そうすると、先にAを整理しちゃうと、地番が今度はつながらない部分が出てきますね。

だから、それをそういう割り切り方でいいのだということであれば、今回野猿街道から北側のAのところまで答申に含められるでしょうけれども、それは最終的に整理がついたからということにすれば、A全体は今回の1次答申から外して整理がついた段階で地番をつけるという、その両方あり得ますね。どっちがいいかわかりませんが、そんな感じもしますね。

技術的に詳しいことは知りませんが、そういう可能性があるのであるならば、どっちがいいんですかね。少しでもやっついたほうがよければ、Aの野猿街道から北側の、この今回の事務局の案どおりに答申の中に含める。ただ、地番が少し飛ぶのかなという気がして、わかりにくくなるから、その辺はどうなのかなという気がちょっとするんですね。

会長 ただ、道路の反対側は何番以降というような形でもいいですよ。

〇〇委員 そういうふうであれば。

会長 1番から何番までは道路の東側だけでも、何番以降は西側と分かれているのだったら、それはそれでわかりますよね。

〇〇委員 それであれば問題ないと思いますよ。

会長 将来的には、ほんとうに境界がどこにいつっちゃうか、その決める時期によってわからないですよ。ただ、AからA、B、Cというような形で将来予測して、Aを例えば一丁目にして、B、Cあたりを二丁目とかにして、今回の答申に残して先にいつっちゃうというのはどうなんでしょうね。

事務局 確かにこれも一丁目とすると、BとCが残りますから、二、三を残して、一、四というような形で。

会長 だから、セオリーでいくと、下からというのはちょっと違うのかもしれませんが、Dあたりを一丁目にして、そこで時計回りに回って、決まってないところをラストに残してしまうというのはいけないんですかね。そうすると、どこであと境界が……。

副会長 時計回りのその頭というのが、真北あたりを一つの基準にして回っていくというルールがたしかあると思うんですよ。

会長 ありましたね、北から。

副会長 だから、そうすると……。

会長 南から上がってきちゃう形になるんですけど。

事務局 やっぱりAあたりからいくのが……。

副会長 でも、それにこだわっちゃうと、今度面積のことが……。

会長 Aからいって、それでB、Cを残してというと、何かすごく問題が残りませんか。何となく何丁目がどこにいったらいいんだろうという。

〇〇委員 そこは意見が合わなくて、まだ整理がつかないからということで残すということでもいいような気がしますけどね。1次答申そのものがもともとそういうことから来ているわけですから。

会長 その辺、皆さん、何かご意見があれば……。考え方としてはいろんなパターンが考えられるとは思いますが、〇〇委員さん、いかがですか、こういう点、何かご意見があれば。

〇〇委員 私は最近あの辺歩き出して、大体わかってきたんですけども、単純に何も考えないで、パッとさっきから画面を見ていてずうっと考えたのは、別に野猿街道で仕切りする必要はない。例えばA、Fが1つの丁目、B、Cが1つの丁目、それで、D、Eが1つの丁目、あとG、Hが1つの丁目とか、根拠は何もないんですけども、単純な区割としてそういうのもありかなと。何も一つ一つで8つの丁目までいっちゃうのでどうしようかという、そういうあれでもないなという気もしたんですけどね。人口とか面積の関係とかいろいろあるんでしょうけれども、先々ずっと人口の関係でずっとオーバーしていっちゃうとかいう、先ほど示していただいた基準、あれをオーバーしてしまうような予定みたいなのはあるんですかね。ここの地区が急に増えてしまうとか。

事務局 ないです。

副会長 和田の三丁目という、それがね。

事務局 それでは、ちょっと私のほうから資料で、今まで町名で大きいのは、落合の二丁目が32ヘクタール、それから桜ヶ丘一丁目が32ヘクター

ル、連光寺一丁目が33ヘクタール、連光寺三丁目が36ヘクタール。それから、中沢一丁目は60ヘクタールですね。これはゴルフ場もある関係もございますけれども、永山二丁目が33ヘクタール、南野二丁目が35ヘクタールというようなところが、大体35～36、まあ40未満と市内ではなっております。

それから、小さいので、愛宕三丁目が7ヘクタール、聖ヶ丘五丁目が7ヘクタール、山王下二丁目が9ヘクタール、一ノ宮三丁目が5ヘクタール、連光寺四丁目が7ヘクタール。

以上です。

副会長
事務局

ついでにAとかFとかのも。

参考にお手元の資料をもしお持ちでしたら、第1回目ということで、7月2日のときの資料がもしお手元にあればと思いますが、そこでは、2枚ほどめくったところになろうかと思いますが、参考というのがございます。それでいきますと、今のところでは、Aというところがありますが、Aのところの線引きは赤い線だとか、緑色の線だとか多少違いがありますが、そのところは19～21ヘクタールの大きさということです。今はAだけを野猿街道で取ってしまいますと、10ヘクタールの範囲ぐらいになろうかなと。Bと言われているところが18ヘクタールほど。Cも同様に18ヘクタールほど。Dのところは25ヘクタールほどで、Eが小さくなりまして14ヘクタール、Fと言われているところが22ヘクタール、Gというのが一番大きくて、これが39ヘクタール、Hというところが百草団地の部分になりますが、18ヘクタールというのが参考に今整理をしている大きさでございます。

先ほどありましたように、5ヘクタールから39ヘクタール程度までの範囲の中で、現在多摩市の中では存在しているという現状はございます。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ほかの皆さんのご意見は、〇〇委員さん、いかがですか。今のいろいろなお話で何かご意見があれば。

〇〇委員 私も〇〇委員さんと一緒でして、わかりやすいほうがいいというのは前から主張しているとおりになんですけれども、ここに来てまたもとに戻ってしまうのはどうかなというふうに思いますので、この間出た案で、早くできるところからもしやるというのであれば大賛成ということです。

会長 ありがとうございます。広さだけでは決まらない部分もありますでしょうけれども、具体的に決めていくというか、細かいところで、今皆さんの意見を特に欲しい部分はありますか、事務局のほうで。

事務局 先ほど〇〇委員さんと会長さんから話がありましたけれども、例えばB、Cのところを具体的に除くというようなことで、今のですと、九丁目までになってしまいますけれども、先ほど言った広さも参考にさせていただきながら再編成をさせていただいた中で、B、Cを除いて、例えばAを一にした場合、一、四、五、六、七、八とかというふうなふり方をするのが、まずは可能ということのご判断をいただければ、各委員の方がおっしゃるように早目の動きがとれるなということで私どもは考えております。

ただ、その際には、先ほどちょっとありました、下のほうにあります和田三丁目のところの取り扱いを、Cを三丁目ということでもし考えるのであれば、三丁目の中に取り込んで、ただ、地番のふり方が多少イレギュラーになりますけれども、組むことは可能だというふうに考えていますので、まずは一番最初に〇〇委員さんからありましたように、六丁目のところを九丁目までするかというような考え方をもう少しまとめていいのではないかとこののであれば、そのようなことのほうが私どもは基本線に沿いますのでいいかなと。それから、三丁目というものを考えたときに、その取り扱いをどうするかというところをご議論いただけると、ありがたいなと思っています。

あと、青い線が入っています雨田川の部分につきましては、前回からのお話もごございますので、この部分については、後からの整理だということの確認をしていただいて、申しわけないのですが、東寺方3の部分と雨田川を境界とする部分の和田のところについてはちょっと間を

あけるのだということの確認をしていただければ、より整理が明確になるのかなと思っております。

いずれにしても、今言ったように九丁目までをどうするかという議論をいただければ、次の案も出やすいのかなと思っていまして、九丁目にするのか、またはB、Cのところを、今言ったようなところでどうするかということです。

ちょっと言い方がわかりにくかったかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

副会長

先ほど言われたように何丁目、何丁目とたくさんするのはなくて、AとFを一丁目にして、BとCを二丁目にして、EとDを三丁目にしますね。そうすると、ちょっと残った飛び地のところの部分さえ解決すれば、あとGとHは四丁目にするみたいな、もう少し大きくくくって、その飛び地の部分というのだけ解決できればいいわけですね。結局、和田三丁目でしたか、その部分だけ残す。EとDのすぐ隣なので、その辺はちょっと調整が将来的につくのではないかと思うんですけども、どうなんですかね。やり過ぎちゃっているのか。

事務局

これは大変古い情報なものですから現在がどうかというのではございませんが、東寺方三丁目、それから和田三丁目の地区の方々からは、生活圈等も含めて、実は自治会等の組み合わせの中では愛宕団地の組み合わせの中で活動を一緒にしているので、町界町名を整理をしているのであれば、そのところを愛宕の中での整理はどうなんだろうというような当時の、昭和60年のときですけども、ちょっと古いので代がかわっているかもしれませんが、そのようなところでは愛宕の中で一緒に考えてほしいというご意見が出たことはございます。それは当時の町界町名の会長あてに多摩ニュータウン愛宕団地自治会副会長〇〇〇〇氏から、その方は和田三丁目にお住まいの方ですが、「町名地番に関する要望」ということで、市長、それから多摩市町界町名地番整理審議会会長の、当時は〇〇〇〇氏でございますが、あてに隣接地域の町名の見直し整備が行われる現時点において愛宕地区においてもあわせて見直しを行うよう要望いたしますというようなことで、考えには一緒にという

ふうにとれるのではないかと考えています。それは運営委員会、評議委員会において決議されましたのでということで、昭和60年11月21日付でそのような文書が提出されております。

以上でございます。

会長 今、その辺のことについて少し整理して皆さんとお話をしていきたいと思うのですが、和田三丁目とか東寺方三丁目、その辺の地域を、例えばCブロックを和田三丁目にしたときに、一緒にその三丁目の中に取り込んでいこうというような一つの方法論もあるわけですね。それか、あくまでもその部分は別個にどうするかを考えるということなのか、その辺で何かご意見があったら伺わせていただいていいですか。

そういう部分に対して、地域の方は生活圏が愛宕だから愛宕にしたいという、かつて、大分前のお話のようでしたけれど、これはどうなんでしょう。今コミュニティの考え方と丁目割は別に考えていただこうというようなこの審議会の考え方からすると、場所はもうちょっと明確な区切りの仕方をして、生活圏は愛宕の方とご一緒でもというふうな判断もできると思いますけれども、皆さん、いかがですか。

〇〇委員 今のお話は飛び地になっているところの名前をまた飛び地のまま違う名前にしたいという、そういうことですか。

会長 そうですね。

〇〇委員 そうですか。

会長 今、飛び地のあそこの部分ですね。

〇〇委員 今赤くちょいちょいと小さく。

事務局 ここですね。

副会長 今現在の町名をそのまま残すと。将来にわたって審議をしながら徐々に変えていこうという意思はあるんですけども、なかなか難しいからそこだけ残すということで、それで今区割を考えていこうと。

〇〇委員 Cの横にちょいちょいと先ほど赤く印をつけてくれた、それは何でしょうか。

事務局 三丁目の場所でございます。

事務局 ここは三丁目なので、これを取り込んだ形で三丁目というふうにご

ろんな案が出ると思うのですが、さっきそういう案を仮につくって合体した場合に、今度、街区割をやってみたら100番を超えてしまったというのは、ちょっとこの我々の段階ではわかりませんよね。仮に100番を超えてしまったら、じゃ、これは広過ぎるからという、そのあたりはちょっと事務局で街区割をやってもらわないと、これは実際にくっつけられるかどうか。100番を超えてもいいですよということであれば構わないんですけども、どういうつけ方がいいのかというのはちょっとわからないなというのが一つ。

それから、一番最後のHのところは、あそこは既成市街地と違った一つの団地になっていますね。あれはあのまま残したほうが何か素直な気がするんですね。HとGを無理につけなくてもね。人口もそれぞれいると思いますのでね。ちょっとそんな気がしました。

事務局

今、〇〇委員さんからお話があったように、例えばFとAをつけた場合に、地番の番のところが100番を超えてしまうというようなことになるとやっぱりまずいだらうというようなことですね。仮にEとDをくっつけて、これも3けたに番がなってしまうとまずいだらう。これは実際に作業をしてみないとわからないので、事務局のほうで作業してどうなるかということをやって、ちょっといろいろ技術的に難しい面があるのかもしれないけれども、とりあえず試みてみないといけないのかなというふうに思っています。

というのは、今回、丁目別面積の中で和田は1.61平方キロメートルと出ていますが、そういった中では、落合なんかは1.66平方キロメートルの中で六丁目、永山は七丁目まであるのですが、これは1.82平方キロメートルですね。そういった中で、和田の1.61というのをどういうふうにとらえたらいいのかというところ、また三丁目を含めたとしても1.68、この中でやはり八丁目、九丁目というのはちょっと多いのかなという気もしますので、せめて七丁目では抑えたほうがいいのかなと。

〇〇委員

七丁目というのはあるんですか。

事務局

永山では七丁目がありますね。

事務局 永山のほうは、ただ、ニュータウンの団地で、1団地でくくりになりますので、筆数的には非常に少ないんです。団地自体でくりますので、1団地で1番しか使わないと。皆さんのところでもニュータウンのところなんかは何丁目何番地で、1号棟から10号棟までとか、そういうふうな区切り方で、1号棟から10号棟は全部同じ地番ということでございますので、面積的に筆の数が全然違うというところもちょっとご理解をいただいておりますので、くれぐれも。

会長 今回の和田のような区画整理がされているというわけではなくて、既成の市街地では難しいですね。

事務局 ニュータウンは区画が整理されていますので。

会長 なかなか難しいですね、割っていくのも。

〇〇委員 大きいと100番を超えそうな気が単純にするんですけどね。

〇〇委員 昭和56年にできているこの基準というのは、あくまでもニュータウン開発とか、もろもろのものを目前において多分計画されたのではないかと思うんです、この基準というのは。その中で七丁目、八丁目までもあっていいのではないかという気がするんですよ。細かく割れていても、無理やりつけて3けたというのはちょっとどうかなという気もしますし、仮に例えばこの辺にさいの目のように道路を入れていただけののであれば、そういうことはなくきっちり計画できるのしょうけれども、そのような都市計画はまず無理でしょうから、あるものの中でやらなければいけないとなると、七丁目、八丁目はやむを得ないのではないかと思うのですが。Gのところなんか大きいですけども、多分これは、今緑地で保存しようとしているものがあります。それから帝京大学がかなり持っています。帝京大学が広がってこようとすると、ここが広がってくるから。ただ、帝京大学が広がらないとすると、今度宅地造成が進みますね。そうすると、3けたぐらいは出てきちゃうと思うんですね。

事務局 この真ん中あたりが、宅地造成の可能性があるのでしょか。

〇〇委員 緑地の網はかかってないですから、幾らでもいけちゃいますから、相続があるたびに、多分山なんていうのは重荷になっていますからね。だけど、もうこれ以上は切れないでしょうし、これがいっぱいじゃないか、

八丁目まで、強いて言えば九ができるかどうかというところですね。

会長 その辺のところをフリーに考えるのであれば、何丁目と言われただけで、すぐ場所が想像できるほうがいいのかもしいかなですね。

〇〇委員 それでいいと思います。それが理想でしょうから。

会長 今、道路とか川とかでとりあえず分けていただいていますけれども、できれば、道路や川で分かれたところで、何丁目というのは野猿街道と大栗川に囲まれたところとかという、そういうイメージができたほうがわかりやすいですね。東寺方との境の部分というのは今後の検討課題とした。

〇〇委員 ここはまずできるところからやりましょうということで、ある程度町名の部分、八丁目、九丁目までつく部分は片目つぶったとしても境だけはきちっと、やはり公共物で、それから竜ヶ峰小学校の下を通っているやつも、私も道路がいいんじゃないかと思うんですね。

事務局 ここですね。

〇〇委員 はい。道路でやっておかないと、小学校は、将来的なことがあればどうだろうか。

会長 将来的なことも考えて。

〇〇委員 じゃないと、稜線で行くのであれば、申しわけないですけども、東寺方と和田の境も稜線で行けるはずですから、民民の境でいっても問題ないはずですし、最初にふり戻しになってしまいますね。小学校の壁でいくのであれば、総合体育館の壁でもいけるんじゃないかという話も出てきますから。だけど、その部分というのは、どう見ても理解しづらい境界になってきてしまうので、置いといてほかからいきましょうということで、丁目割は十までいってしまうと変ですけども……。

副会長 八ぐらい。

〇〇委員 ええ、八か九までなら、1けたならやむを得ないんじゃないかなというふうには思います。

〇〇委員 ちょっとよろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

〇〇委員 BとCは後回しということだったんですけども、Aの野猿街道の左

側がこの境界の仕方によっては和田の部分が残ってくるわけです。その場合は先にAと、AとFと一緒にでもいいのですけれども、後から和田の部分にAにつき足すことは番地上ふることはできるんですか。

事務局 この部分ですか。

〇〇委員 そうです。

事務局 こっちをふってからこっちをふるということで、できないことはないというか。

〇〇委員 そうしませんと、またそこで町名をつくらなきゃならなくなっちゃうから。

事務局 ここだけです。

〇〇委員 ええ。あと、BとCはいろいろ想定しても、おそらく和田と東寺方がごっちゃになることはないので、和田のB、C、それから東寺方の三丁目だとか、そういう両方が入り組むことはないんですけれども、Aのところだけは和田の部分が残ると思うので、それをどういうふうに、後からふることで問題ないということならばAをやってもらっていいですね。そういう課題が残ると思います。

事務局 技術的にはこれはできるということなので、ここを整理した後で、また和田に入るんだよということになっても、ここをふることはできるということです。

〇〇委員 じゃいいですね。

〇〇委員 これは例えば案をつくりますね。案ができて、この中で大体いいのではないかという話になったときに、これはそのまま進んでしまうんでしょうか。それとも地域にこうなりますよというPRとかはされるんでしょうか。

事務局 説明会はするようになると思います。

事務局 過去に雨田川のところの部分のときにも説明を地域のほうにさせていただいて、そのときにいろいろご要望は出てはおりますけれども、同様にこのようなところをということで、ぜひご説明をいただくことになりうかと思います。その際には、大変恐縮ではありますが、委員の方にもお時間等があれば、ぜひこれから会長とも相談させていただきま

すけれども、どういう説明の仕方があるか考えますと、行政側としての説明で、こういう答申をいただきましたという説明をするのが1つの手法ですね。過去にはそういうことがほとんどだったんですが、場合によっては、審議会としての最終の答申をつくる前に、審議会として市民の皆様方のご意見も何うような手法もあろうかとは思いますが。これまでの町名の場合は、審議会からの答申をいただいた後に説明しているというのが過去でしたが、雨田川はそうではなくして、事前に説明させていただいたという経過はございます。その辺はこれから審議会としてどういう説明の仕方をするかということをご選択いただければと思います。

会長 今まで地域の方たちに説明をしてきていますから、それとの絡みという必要性や何かの考え方ですよ。皆さん、どうなんでしょう。

〇〇委員 多分自治会がばらばらになってしまうという考え方をされるんだと思うんです。先ほど言われていたコミュニティと丁目割は別で考えてくださいと。例えば百草、落川に触れたときは別だと思うのですけれども、和田の一部分を実施しても、一丁目自治会になってしまうわけではなくて、今あるのが並木とか睦自治会、さくら自治会、上和田、中和田というふうになっていますね。その自治会の体系変化がないということを理解していただければ問題ないのではないかと思うんですね。

 例えば、大変かもしれないですけども、自治会がこのようになっていようですが、こういうふうな丁目割になってきますけれども、自治会に対しては一切触れませんという形の中で説明していかないと、ただ単にこれにというふうな形であると、多分その反発が出てくるのではないかという気がします。

会長 何かご意見はありますか。ある程度整理していかないと地域に行ってご説明するのも進まないかなという気もするんですけども、個々の意見を伺えば何うほどいろんな意見も出てくるとは思うんですけども、いかがでしょうか。

〇〇委員 要は、委員さん全員は、ともかくできるところから早くやりましょうということはもう了解されているわけですし、一応あれが案として出ているわけで、だから、これがいいかどうかという部分だけやれば、すぐ

できるような気がしますけどね。今〇〇委員さんがおっしゃったようなことは、説明の中でうまくやればクリアできる問題かなとは思っています。

会長

そうすると、皆さんで作業を進めてというか、会議を進めて答申案をつくっていくという方向に進んでいってよろしいですか、この区域に関してという形で。

〇〇委員

ある程度案がまとまったところで、それで地元でどういうやり方をするかということになってくるんじゃないですかね。地元説明の必要があれば、審議会の最終答申前に審議会として行くということであれば、だれが行くかという問題は、その時点で整理すればいいわけでしょうし、答申が終わってから、あと行政のほうでやってもらいたいということであれば、それはそれで、2通りのやり方があるでしょうけれども、まずこれをどうするか、どこまで答申に入れるかということ、先に……。

私の個人的な意見ですけれども、さっき六丁目というのがひっかかっていたのでいいのかなという気がしていたのですけれども、永山で七丁目というのがあるから、六から八に飛ぶのはちょっと間があき過ぎるからどうかなと思っていただけなので、七というのがあるとするならば、これでいけば、八ですね、最終的にこういう区割でいけば八で、まあ八でもいいかなと。無理やりにくっつけて、100街区を、地番100番を超えてしまうかどうかというのは、この段階では見えませんから、むしろこういう区割のほうが100番を超えない可能性があるもので、それで八丁目でおさまれば、この区割でもいいのかなと。竜ヶ峰小学校のところの境界のやり方は、また多少は変更があるかもしれませんが、大ざっぱな割り振りはこういう形でいいのかなという気はしてきましたけれども。

会長

〇〇委員さん、いかがですか。

〇〇委員

できるところからやるということで進んできておりますので、この最初に配られた案で進めていただければと思っております。

それと、先ほども出ましたけれども、竜ヶ峰小学校と帝京大学のところの境か、もしくは道という話も出ておりましたけれども、竜ヶ峰小学校が、統廃合されるともう決まっておりますので、そうすると、いずれ

学校がどうなるかわからないということであれば、道のほうに持っていくべきなのかなという気はいたしております。

あと、AとかBとか、A、Fとか、くっつけてしまうという考え方は、川を隔ててくっつけてしまうと、ちょっと無理があるのかなという気がしますので、今出ている案のほうがわかりやすいのかなという気がいたしております。

会長 ありがとうございます。

 〇〇委員さん、いかがでしょうか。

〇〇委員 私のほうも、一番難しいのはAとBとCですね。これが一番難しいところで、和田の三丁目というのがCに入るんですよ。この区割からすると八丁目までできるということで、七丁目があるのなら八丁目があってもよさそうではないかなと思うんですね。あとA、B、Cが一番ネックになっているから、一番難しいのではないかなと思うんです。Cの和田の三丁目というのがもうできているので、それを残して、BとCの境ですね。あとGは、ほんとうはHと比べるとGが一番広いのですが、やっぱりこの道路の境がいいと思います。竜ヶ峰小学校と帝京大学はちょっとわかりにくいと思います、境がね。この道路自体かなり広い道ですから。

会長 ありがとうございます。そうすると、今進めていく皆様のご意見として、例えば一丁目から、このままでいくと八丁目までありますけれども、BとC、これが例えば和田の二丁目、三丁目となった場合、二丁目、三丁目については、今回の答申に含まれないみたいな、そういう形の進め方でよろしいですか。〇〇委員さん、どうでしょうか。

〇〇委員 こうやって図面を見ても、やっぱり地図的に川とか道ですと、すごくよくわかりますね。具体的に住民の人たちにも、一応青写真的に何丁目という形でこういうふうになって番地をとというと、こんなに見やすく、わかりやすいよというのを出していったほうがいいと思うんですね。私たちのこの会議の中で、いつもコミュニティのことがすごく問題になっていましたね。それは何回も話し合っても、やっぱりそれが今までの人たちの重要なことであれば、それはそのまま残して行って、その住人た

ちが築き上げたものはそのままだけれども、ほかから来たりとか、これからずっと長く住んでいくためには、ちゃんとした明確にわかるところが、これだけやるとわかりやすいということを書写真的に持って行って、何丁目で何番地になるというふうにやったほうが、住人の人もわかりやすい。

私たちがわかりにくくて悩んでいる部分だと、地元の人はずっとわからないと思うんですね。私たちがこれだけみんなで地図を見てわかっているけれども、ほんとうにお近くの人はわかるかもしれないけれども、隣の人、外から来る人がわかりにくいというのがやっぱりネックになっているのだったら、一応こういう形でやったらこれだけわかりやすい青写真ができていかがでしょうかというふうに提示したらどうかなと思います。

会長

ありがとうございます。そうすると、先ほど来の一丁目から八丁目相当までいくこと、そして、一丁目から三丁目あたりと東寺方との境、その辺については今回結論が出せないのということで、二丁目、三丁目は確定できない。一丁目は確定できる部分のみ確定してというような形の進め方でよろしいですか。

特にご異議がなければ、そういう形の今後の進め方ということで、事務局、どうでしょうか。きょうはその辺のところまでのまとめでよろしいですか。

事務局

じゃ、きょうのこれまでのまとめということで、ちょっともう一回おさらいさせていただくと、1つは、八丁目まであっていいじゃないかというようなところの中で、答申では、先ほども言いましたようにA、A丁目ということはありませんので、ここでは一丁目、B、Cを二丁目、三丁目とする。この三丁目とするという根拠については、現に三丁目があるじゃないかというところ、これを取り込んでいくということが1つです。ですから、A、D、E、F、G、Hの一部答申になりますけれども、今の案ですと、Aが一丁目、Dが四丁目、Eが五丁目、Fが六丁目、Gが七丁目、Hが八丁目と。そして、現にある和田三丁目についてはCに取り込むような考え方をします。そして、説明会を行って、地域の意見

を聞いて答申をしていくというような形、それに向けて答申案というのを次回あたりにつくる、このような整理の仕方によろしいでしょうか。

会長 皆さん、いかがですか。今まとめていただいたので、何か補足とか疑問点とかおありでしたらおっしゃっていただきたいと思います。

副会長 Aの一丁目は、物理的に将来その境が一丁目の何番というのはできると言われたのですけれども、Bもそこまで固まっていてできないという理由づけは何かありますか。Bも同じように二丁目の取りかかりができるのか。話がまた長くなって申しわけないのですけれども、Aができるのであれば、Bもできそうなんですけれども。

事務局 Bのところは、この雨田川のところについて、平成19年度に説明会を開いておりますけれども、その中では、こちらを整理した中でもう一度という話をたしかしているかと思うんですね。ここの境については、一部かなり地形、地物がないところも含まれているということで、こちらのようにきれいにこう幹線とか……。

副会長 Aのようににはできないと。

事務局 河川とか、そういったところで見れてはいないというようなところなのかなど。

〇〇委員 あとは、残す理由として入れるかどうかはあれですが、例の百草と落川の整理を今回の答申の中に入れるか入れないか。もし入れないとするならば、次回答申の中でそれと一緒に整理するんだというふうにすれば、理屈にはなりますよね。それとも、落川と百草は、将来的には和田と東寺方に吸収する方向ということまで答申を出すのかどうか、その辺の整理も必要だと思います。

事務局 今〇〇委員さんが言ったように、この町界だけではなくて、町名、百草については和田に、落川については東寺方にという案を19年度は示しているということになりますけれども、それについても今回出すのか、次の整理のところで一遍にそこをやっていきたいと思いますというふうにするのかということなので、一つ答申の形が出てくるのかなとは思いますが。

〇〇委員 と申しますのは、3・4・19号線、大きな都道ができていますね。それで区切られるのが非常に不安だという形で、それで落川の人たちは、

東寺方の町名ならばという形の人も多いんですね。そういう過去の経歴がありますので、今の答申のときに落川は東寺方、百草は和田に編入するという、そういうことを入れといていただいたほうがいいんじゃないでしょうか。東寺方の場合は入れていただいたほうがいいと思います。まあ和田の場合はどうかかわからないですけども。

〇〇委員　　そこまで入れると、今度はCのところは一つここでもう町名を和田三丁目と確定してしまっているのではないかとこのところまでいっちゃいそうな気がしますね。

〇〇委員　　そうなんですね。BとCはもうちょっとのことなんですよ。

〇〇委員　　そこまで踏み込むかどうかですね。

〇〇委員　　まあ、後でやってもらうのもいいですけども、方向としてはね。

〇〇委員　　どっちがいいですかね。そこまで言うのだと、BとCもついでに丁目をつけちゃって、Aだけ残すのが筋じゃないかという議論も第三者から出そうな気がするのです。

〇〇委員　　ただ、町名との問題がありましたからね。

〇〇委員　　ええ、そうですね。

〇〇委員　　それがあるから、そうでないと、またそっちに、要するに、落川を残せ、百草を残せとなりかねないと思うんですよ。だから、できたらその部分だけでもしといてもらったらなと思うんですね。

〇〇委員　　そうですね。そういうお考えと、もう一つは、全部残しちゃっておけば、また例の広い通り、あれを将来の課題として整理される余地を残しておいたほうがいいのではないかとこのあれもあるし、どっちがいいですかね。

〇〇委員　　その論法になってしまうと、全然まとまらないと思いますからね。

〇〇委員　　そうそう。だから、外しておくんだという感じなんです。

〇〇委員　　それは昭和55年から何回もやってダメだったわけじゃないですか。

〇〇委員　　だから、今回は外すと。

〇〇委員　　それをまたここで水掛け論をやっているわけですから、だったら置いておいてということで、そこはもうこれから先の状況によりやってもらうことにして、コミュニティも今は自治会に必ず入っているかというのと、

入ってない方も多いですね。百草でも落川でも和田でも東寺方でもいいやという方が出てくるんじゃないか。これはちょっと言い方が悪いかもしれないですけども、今ここで時間をかけて、費用をかけてずるずる引っ張るよりも、できるところだけやってしまって、ここは今後の課題として、そのうち、ここはやらないのかという中で地元からもご意見が出てくるのではないか。いや、百草というのを残すのは難しいんですよ、落川というところを残したままでは難しいんですよという話の中で、また先に進めるのではないか。なくてもいいという意見が出てくれば、今度は境界を決めるだけで固まってしまうですね。町界を決めるだけで固まってしまうので、そのときでいいのではないかと思うんです。

〇〇委員 時間がたてばそういうふうになってくるのではないか。ここで議論しているうちは無理だと思うんです。多分10年とか20年とかというようなスタンスなのかもしれないのですけれども、昭和55年から考えれば、もう30年……。

副会長 今後の状況の変化ですよ。

〇〇委員 30年来ているところですからね。

副会長 そのこのところだけ置いて、今進められるところだけで、手つかずに置いて、いろいろそういう難しいものがあつたから、課題として残つたというような理解もしてくれるのでは。

〇〇委員 地元から絶対要望が出てくると思うんです。何でここができないのか、早くやってよというような。

副会長 そういう意見も出てきますよね、当然。

〇〇委員 はい、そう思うんです。それを待つことも方法のひとつではというふうには思うんです。

副会長 課題の整理が難しい中で、出てくるのを待ったほうがいいかもしれないですね。

会長 今回のB、Cを残してというほうが、何も出てくる問題の要素がないかもしれないですね。

〇〇委員 何でやらないのかという、その理由をちゃんと話せるようにしておくべきだと思います。

会長 わかりました。ありがとうございました。

じゃ、そういう形で今回はまとめていただいてよろしいですか。

事務局 結構です。

事務局 それでは、今大体の方向性をお示しいただきましたので、次回の会議までに本日の会議の内容を整理をさせていただきますして、具体的な町名の番号を入れたものの資料づくりを進めていきたいというふうを考えております。また、それらを見ていただいて、それから、本日、BとCと言われているところでの理由づけというふうなところにつきましても、素案をつくってまいりますので、それらをもとにご議論いただくような準備を進めさせていただければと考えております。

以上です。

〇〇委員 答申案というのは、だれがつくるんですか。事務局でたたき台をつくっていただけるわけですか。それともこちらでつくるんですか。

事務局 事務局のほうでたたき台をつくらさせていただきます、それを議論していただく形になると思います。

〇〇委員 じゃ、答申案みたいな形でたたき台をいただいて、それを議論したほうが早いかもしれないですね。

事務局 じゃ、本日の最初のころにちょっとお話しさせていただきました資料のつづりの中での第8回目のところの答申案というところであります。これは抄本でございます、表のところだけが整理されておりますので、こういった関戸のところの整理ですとかのものがああります。これが表でございます。その中身としての説明を若干課題を含めて整理をいたしますので、ここでは経緯ですとか、それから決定の内容はこんなですよというような書き方をしておりますので、これをもう少し幅を持たせて、そして町名、地番の整理基準等もあわせまして、それらのところと照合しながら答申素案をつくってみたいと考えております。

また、委員さん、特に会長さんにはその辺の細かい点を見ていただくようなことをさせていただければと思っております。よろしく願いたします。

会長 では、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

事務局

すみません。今言ったお手元の答申案のところの基本方針というのがあろうかと思います。インデックスの8がありまして、そのところに実は答申がついておりますが、答申集というふうになっていまして、そのところに別紙5ページというところがございます。これはまた古くて、昭和56年5月23日決定というようなことで、既存区域の町名地番整理に係る基本方針というのがございます。これらにつきましても書いてございますので、これら、それから先ほどありました町界町名地番の整理基準、8ページ以降のところ、これらを基準にして一定の整理をしますという考え方で全体を整理させていただければと思っておりますので、ご了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

会長

では、本日はこの程度にとどめたいと思います。既存区域の町名地番整理については継続審議とさせていただきます。

次回の開催予定についてはいかがでしょうか。事務局、お願いします。

事務局

次回ということですがけれども、今年度はあと1回を予定しております。1月下旬から2月初旬のところ、来年になりますけれども、予定させていただきたいと思います。また、詳細については、別途調整してお知らせさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

以上で平成20年度第4回多摩市町界町名地番整理審議会を終了いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

— 閉 会 —